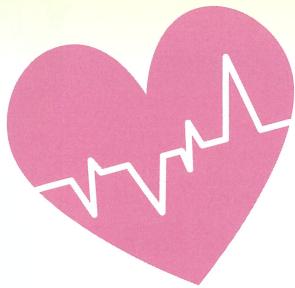


事業者のみなさまへ

健康診断の結果を放置していませんか



運転中や作業中に生じる
おそれがある健康障害
脳梗塞・くも膜下出血
心筋梗塞
高血圧症・糖尿病

睡眠不足

他の病気の
発症も

STOP!
健康起因
事故



安全第一/

STOP!
労働災害



事業経営者として、健診有所見者の方に 再検査と治療の積極的な受診を勧奨しましょう

いずれかに該当する方に
**病院へ相談に
行くよう
お声かけください**



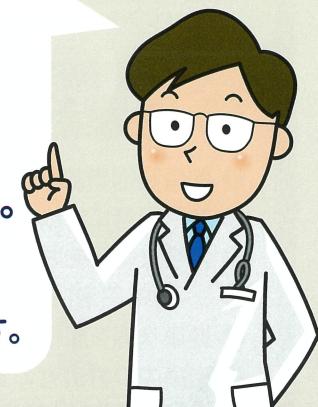
血圧	収縮期血圧(上) 140mmHg以上
	拡張期血圧(下) 90mmHg以上
空腹時血糖	126mg/dl 以上
HbA1c(NGSP)	6.5% 以上
LDLコレステロール	140mg/dl 以上
HDLコレステロール	34mg/dl 以下
中性脂肪	300mg/dl 以上

※数値は「標準的な健診・保健指導プログラム」(H30 厚労省)の受診勧奨判定値を参考にしています。既に受診されている方は対象外です。

治療は、健診の異常所見を知った段階で行うことが大切!

もしも、あなたの会社で働く社員が、
健診結果の放置で、取り返しがつかない病に侵されたら…
仕事中に、**脳梗塞や心筋梗塞**などを起こし、社会が注目する
重大な**交通事故**や**労働災害**を発生させたら、
…会社の経営者として責任を負えますか。

事業者責務として、
健診有所見者には、**再検査や精密検査、治療等の受診を勧奨し、**
健康と安全を第一に、**交通事故と労働災害**のない職場づくりを行うことが大切です。



私たちは、健康に起因した交通事故や労働災害の防止に向けた対策に取組んでいます

独立行政法人 労働者健康安全機構
神奈川産業保健総合支援センター・公益財団法人神奈川県予防医学協会・医療法人社団相和会

神奈川労働局・神奈川運輸支局・神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・神奈川県警察・神奈川県医師会・神奈川労務安全衛生協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部・港湾貨物運送事業労働災害防止協会神奈川総支部・神奈川県トラック協会
神奈川県タクシー協会・神奈川県バス協会・神奈川県産業資源循環協会・日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部

① 健康起因事故

自動車事故報告規則第2条第9号において、「運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの」として、定義づけられています。

このような事故事案は、同規則第3条により、事故後30日以内に運輸支局長を経由して国土交通大臣に「自動車事故報告書」を提出することが定められています。



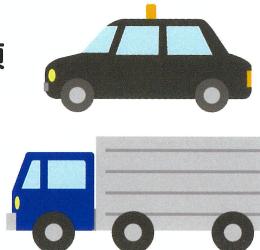
② 行政処分の強化(令和3年6月1日施行)

【関連条文】

- 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項

【行政処分の対象となる健康起因事故】

当該運転者が、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故をいいます。



行政処分は、以下のいずれかに該当した場合に適用されます。

- 事業者が、当該運転者の事故発生日から、過去1年以内に法定の健康診断を受診せずに乗務させた場合。
- **健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関連する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合。**

強化された行政処分基準の概要(自動車の使用停止命令等)

- ① 疾病、疲労等のおそれのある乗務
● 健診未受診者
処分内容 警告～40日車
- ② **未受診による健康起因事故が発生したもの 同40日車**
- ③ 疾病、疲労等による乗務 同80日車
- ④ 薬物等使用乗務 同100日車

※上記の関連条文に関するお問い合わせは、神奈川運輸支局へご相談ください。

③ 事故事例(参考文献:国土交通省プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー)

事例① 令和2年12月17日 北九州市内発生

事業者: 法人タクシー

運転者: 74歳男性(運転経験30年)



【概要】

乗客3名を乗せ運行中、道路右側電柱に衝突。

この事故により、運転者及び乗客(72歳)が死亡、他2名は負傷。

事故原因は、報道によると心不全。

※直近1年健康診断未受診。運転者は10年前に医師から心疾患の診断を受け投薬を続けていたが、事業者は把握していないかった。

事例② 令和3年1月4日 渋谷区笹塚(甲州街道)内発生

事業者: 法人タクシー

運転者: 73歳男性(運転経験34年)



【概要】

乗客1名を乗せ運行中、横断歩道を渡っていた歩行者6名をはねた。この事故により、歩行者1名が死亡、他の歩行者5名が重軽傷。事故原因は、くも膜下出血により意識を失った疑い。

※健康診断は、昨年12月8日に受診。高血圧、脂質異常症について治療中だが、産業医から要注意者として指摘なし。

④ 健康起因事故及び健康に起因した労働災害を防止するには

- ① 健康起因事故防止マニュアル等を参考にした取組みの実施。
- ② 有所見者に対し、再検査を確実に受診するよう呼びかけを行う。(健診機関やクリニック等での受診)
- ③ 再検査結果をもとに、医療機関での治療を促す。(地域医師会のかかりつけ医や病院への治療推奨など。)
- ④ ①、②を円滑に実施できるよう**健康教育の実施**。(神奈川産保センターにて「健康教育無料出張サービス」活用など。)
- ⑤ 健康状態を悪化させないよう社員の健康状態に配慮した勤務シフトへの変更。
- ⑥ 治療中の労働者の安全確保と健康障害を防止するため、「**治療と仕事の両立支援**」*制度を構築。

健康教育等のお問い合わせ先



神奈川産業保健総合支援センター TEL 045-410-1160

※神奈川産業保健総合支援センターでは、労働者が適切に治療を受けながら、安全・安心に働くことができるよう「健康教育」の実施や「治療と仕事の両立支援」制度の導入を無料で支援しております。

